

第十三回国会
衆議院

農林委員會會議錄第十八号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)

午前十一時四十九分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 河野 謙三君 理事 平野 三郎君

理事 小林 運美君 理事 井上 良二君

小淵 光平君 川西 清君

坂本 實君 千賀 康治君

原田 雪松君 大森 玉木君

吉川 久衛君 坂口 主税君

高倉 定助君 石井 繁丸君

竹村奈良一君

出席政府委員

大藏事務官 河野 一之君

(主計局長) 林野庁長官 横川 信夫君

委員外の出席者

農林技官(農地局) 堀 直治君

(災害復興課長) 専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月二十五日

委員中馬辰緒君辞任につき、その補

欠として大上君が議長の名指で委

員に選任された。

同月二十六日

委員大上君辞任につき、その補欠

として中馬辰緒君が議長の名指で委

員に選任された。

三月二十五日

農業災害補償法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二〇八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農林水産施設災害復旧事業費国庫

補助の暫定措置に關する法律の一部

を改正する法律案(坂本實君外二十

三名提出、衆法第八号)

森林法等の一部を改正する法律案

(平野三郎君外二十三名提出、衆法

第一五号)

○松浦委員長 これより農林委員会を

開会いたします。

この際念のためお知らせいたします

す。昨三月二十五日内閣提出農業災害

補償法の一部を改正する法律案が本委

員会に付託になりました。右御承知お

き願います。

森林法等の一部を改正する法律案を

議題といたし、審査に入ります。

なおこの際各位のお手元にお配りい

たしてありますところの森林法等の一

部を改正する法律案のゲラ刷りに印刷

の誤りがあるようであります。その

部分について提出者より訂正をいたし

たい旨の申出がありますから、これを

許します。提出者平野三郎君。

○平野委員 たいへん恐縮でございま

すが、お配りいたしました法案のうち

で、正誤表によりまして訂正する箇

所がございますので、御了承願ひ

たいと存じます。

それは第一条の中の「第百八条の

見出し「民法」を「民法及び商法」に改

め、同条中「(理事の代表権等)」の下に

「並びに商法第二百六十一条(取締

役会社間の訴の代表)」を加え、「同法」

を「民法」に改める。」の三行は印刷の

間違いで入ったのであります。な

いのがほんとうでございまして、こ

れを削除するように訂正をいたしま

るから、御了承をお願いいたします。

○松浦委員長 本案に対し質疑なり御

意見のある方は発言を許します。竹村

奈良一君。

○竹村委員 林野庁長官にこの際何

いしておきたいのであります。それは

大体国有林野の問題であります。国

有林がいろ／＼の形において全国各地

至るところで私下げの要求があり、ま

たこれに対する私下げ等がなされてお

るようでありまして、この私下げの方

針について、どういう形で私下げをす

るのかという点を、この際明らかにし

ておいていただきたいと思います。

○横川政府委員 昨年成立いたしました

国有林野整備臨時措置法に基きまし

て、私下げの準備をただいま進めてお

るのであります。まだ実際に私下げを

いたしました事例はございません。そ

の方針は、国有林野の経営上必要とし

ない小団地、離れております小団地、

あるいは流域の關係で、小団地とは

んど同じような扱いのできる所、それは

あの法律を御審議願ひます際に詳しく

御説明申し上げたのであります。山

といふものは流域が違いますために地

籍の上では扱いが異なりますけれども

全然別な扱いをしなければならぬとい

うような所があります。それから従来

普通委託林として部落の者に委託をさ

せておりましたような所を私下げるこ

とにいたしておりますし、私下げる

受けますものの優先順位を定めてお

ります。これは第一位に市町村で

ございまして、次いで都道府県、第三位

にその他のものということにいたしま

して、今の法律は三年間のものではご

ざいまして、ただいま各地からの御要

求に基きまして調査を進めておるとこ

ろでございまして。

○竹村委員 それでは伺つておきたい

のですが、たとえば部落に委託されて

おるいわゆる委託林というようなもの

は、大体私下げの対象になるのです

か。

○横川政府委員 さようなふうにして

と進めておりますが、實際上希望

を申出ておられる方は委託林の場合

非常に少うございまして。

○竹村委員 そこで大体部落委託林と

いうものが市町村に私下げられる。そ

の場合にあなたの方の指導といひま

すか、大体の方針は、市町村に私下げ

するの、今後は市町村にして共有に

するの、あるいはまた個人別におけ

るかというふうな点については、市町

村に一任されるわけでありまして、そ

れともあなたの方であるいは個人別

に分割するといふような場合が起つた

とき、何か特定の方針を持つておられ

るかどうか、その点を伺つておきたい

と思ひます。

○横川政府委員 森林として経営を統

括して参ります場合には、できるだけ森

林を荒廃しないような方針をあらかじめ

御相談を申し上げまして、その上で

私下げるようにしたいと思ひ

ます。

○竹村委員 この問題は大蔵省の管財

局といひますか、元の關係において大

蔵省からいろ／＼管財局等を通じて、

現地に對して私下げに對するところの

問題の指示を与えているというよう

なことはございせんか。またさうい

うようなことは大蔵省が独自でやるも

のでしうか、またあなたの方と相談の

上でやつておられるのか伺ひたい。

○横川政府委員 国有林野の私下げに

つきましては、大蔵省とは全然關係が

ございせん。従つて大蔵省から何ら

指示のあるはずはないと考えておりま

す。

○竹村委員 実はこれは群馬県、地

名はちよつとここに記録を持つていな

いので、わかりませんが、何でも国有

林の私下げをめぐる相当大なる山林

をその市町村に私下げる運動が行われ

ているわけですが、そのわけ方につい

てすでに管財局等が指示したと稱し

て、従来はその部落に国有林を委託

されておつたのでございまして、その

管理権を持つているものが個人的に分

割されるのだといふようなことを吹聴

している向きがあるわけでありまして

そのことにつきましては、おそらく現

地からあなたの方へ陳情に行つてい

ると思うのですが、さういふようなこ

とは現実に行われてはいるわけですか。こ

のような場合にはどういふふうに考

えられますか。

○横川政府委員 いろ／＼地上の立木

などがたくさんあります所は利権的に

いろいろな関係がありまして、デマが飛んだり、またためにする方がありまして、そのために何か利益を受けたりしていることもあり、いろいろな関係で策謀しております事例は、私も伺っておりますが、大面積の国有林を特に国有林野として経営して参ります必要のありますものを下下げをするという事は、あの法律には出しておられないのであります。さような事例がございしますならば、現地の営林署長を通じて、あやまちのないように研究して指導させたいと考えております。場所がどこでありますか、はつきりいたしませんれば、間違いないように指導するように努力いたします。

○竹村委員 それではもう一つ伺っておきたいのであります。たとえばずつと昔の社寺有地の山林でございまして、これが一応国の方に返された。そのうして国のものが今度は寺に管理を委託している。その下下げをめぐつて、もちろんこれは確固たる証拠はないのでありますけれども、いろいろ新聞紙上や、その他の面におきまして、この下下げをめぐりいろいろ問題になっておるわけでありまして。たとえば高野山の寺有林、こういうようなものも大きく問題になったわけでありまして、こういうような山林に対しては、どういふような処置をとらうと考えておられるか、この点をお伺いいたします。

○横川政府委員 御承知の、社寺保管林は無償で譲与するという法律がありまして、社寺の尊厳維持上必要なもの、あるいは災害防止上必要な地域は、すでに無償で譲与を済まして、その後普通の民有林といたしまして、都道府県知事の監督を受けることになるの

であります。ただいま具体的事例をお示しになりました高野山等では、相

当りつばな木があり、またルース台風で倒れた木などがありまして、その処分をめぐりまして、高野山関係の僧侶の、二の者が私腹を肥やしておつたというふうな事例がありまして、大分問題になっておつたやうなことがあるのでございします。高野山自体としては何ら不正なことはなかつたということが、調査の結果はつきりいたしておりますのであります。何分りつばな山でありますので、無償で譲与をいたしました目的に反するやうな山の取扱いはさせないように、一部保安林にもいたしておりますし、また大阪営林局あるいは高野営林署、また和歌山県等でも十分注意して指導をするように、私の方からも連絡をいたしております。

○竹村委員 そこで私の伺いたいことは、寺に無償で譲与する、このことは、少くともあなたがたがおつしやつたやうに、寺あるいは神社が尊厳を維持するという建前における処分は認められておりますけれども、しかしその寺の収益をはかるがごとき広大な面積を、しかも国有財産を無償で払い下げること、今日の憲法下において、従来の法律上からいつてもできないことになつておる。また無償で払い下げる山林が非常に歴大な数字に上つておる。はたしてそれが尊厳を維持するためだけの下下げであるかどうか、これはそうではない。少くとも寺の財政的援助になるがごとき広大な下下げが行われておるといふところに私は国民の疑惑の目があるのではないかと思うのですが、大体全国でこういう社寺有に払い下げられた町歩は一体どれだけございしますか。

か。

○横川政府委員 ただいまその数字を持ち合せておりませんので、取調べ

して後刻お答え申し上げます。
○竹村委員 全国的な数字は後刻でけっこうでございしますが、たとえば具体的に、高野山には何町歩下下けになりましたか、それをお聞きいたします。
○横川政府委員 たしか五百町歩に少し欠けておつたかと記憶いたしております。詳しい数字はまた後刻申し上げます。

○竹村委員 五百町歩といふと、われ／＼は歴大な数字だと思つたので、従つて高野山は、五百町歩以内かもしれないませんが、それだけ払い下げれば寺の尊厳が維持できないというやうな観点に立たれておるのでございしますか、その点をお尋ねします。

○横川政府委員 高野山の問題は社寺保管林処分審査会におきましても、審査の回を重ねること十数回、社寺側では、あの区域の面積が約三千町歩ばかりありますが、その半分なければ尊厳の維持が保てないというやうな意見であつたのであります。また反対に、管理をいたしております営林局側では、三百町歩ほどあればよろしいのではないかといふことで、実地調査も数回いたしております。それから十五名で構成いたしております審査委員の方々に再度御調査を願ひ、十分念を入れました調査をいたしました結果が、ただいま申し上げました五百町歩でありまして、社寺側から申しますれば、こんなことではとても尊厳が維持できないという主張を続けておつたやうでありますし、また管理者側の方から申しますと、そんなに必要はないといふやうな主張が依然としてあつたのであります。お互いに不足な状態で、やむを得ず満足したというやうな事情でありまして、一応あの問題はおちついておると私は考えておるのであります。先ほど申し上げましたやうに、たゞ／＼風倒木などを材料にいたしまして、不正を働いた僧侶があらましたので、また問題になりかかつておるやうでありますけれども、これも取調べの結果、お寺には直接関係がないといふことがはつきりいたしましたので、早晩あの問題はすつかり静まるものと私は考えております。

○竹村委員 こういう社寺有の下下けに關しましては、御説明になつたやうに、下下げの審査委員会というもので一応審査されたと思ひますが、少し伺つておきたいのは、この委員の構成は、出身別はどういう形になつておりますか。

○横川政府委員 私が会長をいたしておりますので、委員は、寺側の代表が醍醐寺の管長であります。神社側の代表は香取神宮の宮司、それ以外の方は学識経験者であります。比較的公正な御意見を吐かれる方ばかりであります。

いといふやうな主張が依然としてあつたのであります。お互いに不足な状態で、やむを得ず満足したというやうな事情でありまして、一応あの問題はおちついておると私は考えておるのであります。先ほど申し上げましたやうに、たゞ／＼風倒木などを材料にいたしまして、不正を働いた僧侶があらましたので、また問題になりかかつておるやうでありますけれども、これも取調べの結果、お寺には直接関係がないといふことがはつきりいたしましたので、早晩あの問題はすつかり静まるものと私は考えております。

○竹村委員 こういう社寺有の下下けに關しましては、御説明になつたやうに、下下げの審査委員会というもので一応審査されたと思ひますが、少し伺つておきたいのは、この委員の構成は、出身別はどういう形になつておりますか。

○横川政府委員 私が会長をいたしておりますので、委員は、寺側の代表が醍醐寺の管長であります。神社側の代表は香取神宮の宮司、それ以外の方は学識経験者であります。比較的公正な御意見を吐かれる方ばかりであります。

二

○竹村委員 この問題につきましては、後日またお伺いする機会もあると思ひますので、保留しておきます。

もう一つ伺つておきたいことは、たとえば部落に保管されております委託林の問題であります。国有林のこういう委託林に対しては、たとえば木材の下刈りは当然部落の者が入会権を持つておる。しかし、今度払い下げられた場合に、入会権を持つておる人たちの入会権といふものが、市町村に引

継がれるやうな措置を講ぜられるのか。あるいはもし町村が個人に買却するといふことになるのであれば、入会権を持つておる方たちの権利は一体どうなるのか。そういう点についての配慮はいたしておられますかどうか。

○平野委員 委託林は国有林野法によつて委託林と簡易委託林と二つの制度があるわけでありまして、今のお話の入会権の問題は、今度の下下げの場合には全然別であつて、国有林野整備臨時措置法によつて、市町村に払い下げた場合においては、一切は市町村に移るわけであつて、市町村が部落の入会権を認めるとか、認めないとかいふことは、市町村の自由意思によるわけでありまして、市町村がその森林を管理するに關しては、この森林法の規定によつて管理をして行くといふことで、市町村に所有が移れば、当然一切の権利は国から市町村に移る、こういうことになるわけでありまして。

○松浦委員 小林運美君。

○小林委員 私は林野庁長官に、簡単な問題でございしますが、ちよつとお伺ひしてみたいと思ひます。

今回提出になりました森林法を制定しました趣旨は、森林の培養、保存を目的とするのであります。これは直接的なことを特にうたつておりますが、間接的に國の森林資源を大切にすること、いふやうな方面から考えまして、特に木材は建築資材にたくさん使われるのであります。この木材を節約するといふ意味から、最近鉄筋コンクリートその他の建物に火山灰を使う仕事が多分に盛んになつて参りました。特にブロック建築等が付随いたしました非常な好成績を収めておるのであります。

が、この火山灰地は、大体国有林の地域が多いのであります。この火山灰を採掘するにあたりまして、何ら国有林を害するようないないというところがつきりわかつていながら、この採掘をめぐりまして営林署長の考えで非常に支障を来しておる実例があるのであります。これは長官も実例を御存じのことと思ひます。こういう問題につきましては、もしその森林の状態を非常にかえらるか、あるいは砂防上非常によくないとかいうことがあれば、これを採掘するにあつて場所をかえるといふようなことは当然だと思ひますが、そういうことがほとんどないというところが地元でもわかり、またこれを確認するために、先般林野庁から係官まで派遣しまして、そういった支障がないことがわかつていながら、どうしても地方の営林署長がそれを固執しておるといふような実例があるのであります。こういうような問題については、林野庁長官はどんなお考えを持っておられるか、特に實際問題といたしまして長野県の浅間山麓におきましてこういう問題が起りまして、解決がつかないという状態にある。こういう問題について林野庁長官はどんなお考えでございますか、御意見を承りたい。

○横川政府委員 ただいまの御質問は、浅間山麓の軽石採掘上のごとで、私も何回か伺つておることであります。あの採掘いたしておりました所を禁止いたしましたのは、実は国立公園の特別指定地域でございます。土石もとれないというふうな建前になつておつたのであります。初めは簡単に、きわめて少量採掘するといふ考えでこちらには許可をいたしておつたのであります。

す。先ほどお話のように、木材利用の合理化、節約といふことが非常に進んで参りまして、割合に大量に採掘をいたすようになりまして、そのために大いに地形を変化するというような状態にまでなつたために、道ばたを避けまして、やや奥の方に適地を選定いたしました許可をするという措置をいたしたのであります。たしか四十四林班のろ小班という所であつたと思ひますが、その所でありましたら、国立公園の方の關係も支障がありませんし、また道路からそうひどく離れてもありませんので、採掘者の方の採算の点から申しましても非常に都合でありますので、その点を決定いたしました。その後そのように進んでおるとばかり考へておつたのでありますけれども、お話をうにまだ解決しないといひましたら、至急に手配をいたしまして、前に指示したことを実行いたすようにいたします。

○小林(逓)委員 林野庁長官は、この採掘に対する考え方としては全面的に肯定されているようでありまして、事実は林野庁長官のお考えとまつたく異なつたような状態になつております。現地に行つてみればわかりますが、こういうような森林を荒すとかいうような問題、また国立公園になつていて山の形がかわつてしまふとかいうような問題じやないのです。こういうような物を運び出すのに使つた大切な外貨をもつて買つたガソリン等も、なるべく節約するというのが国家的な見地からいって当然だろふと思ふ。それを営林署長の独断で特に山の奥の方までわざ／＼とりに行かなくてもよいと私は思ふ。こういうようなことを官庁的に処理することとは、國家的な損失を来すといふふうに考へます。ですからこの実情を十分見まして、長官の考へるような大きな國費の節約といふことも考へて、国立公園の山形がかわるようなことなら別であります。あんな砂をいくくらつても山の形がかわるようなことは實際にはないから、なるべく近い所からとられるように、特に長官に指導していただくことをお願いいたします。私は一応質問を終ります。

○井上(良)委員 提案理由の中における改正の要点について、もつと具体的に詳しい説明をしてもらいたいと思ひます。

○平野委員 この法案をよくお読みください。まず第一には、御承知のごとく先般の森林法の改正によりまして、伐採については許可制度をしつたことになつたわけでありまして、これが年一回といふことになつておりますために、非常にきつ／＼な状態になつております。その後の施行状況を見ますと、申請が遅れておりました。技術的に間に合わないといふような点が多々ありますので、今回はそこを多少の弾力性を与えて、再申請をする機会を与える。こういうふうなことをいたしましたのであります。それからまたその伐採の許可申請に基きまして、農林大臣並びに都道府県知事が、それ／＼國及び都道府県の森林区の実施計画を決定してこれを発表するわけでございますが、これはやはりだん／＼手続が遅れるというふうな

關係で、實際に即して、これをさらに一箇月期間を延長するといふようにやつたわけでございます。

それからまた現行森林法によりまして、緊急の場合においては、当然許可がなくても、これを切ることでできるのが常識であります。従来は都道府県知事の許可を要するということになつておりましたのを、その必要がないといふふうな改正をいたしましたわけでありまして、

それからこれはごく小さなことであります。国有林野の付近において火入れをするような場合においては、営林局長の許可を要するということになつておりましたのを、署長で足りるといふふうないたしました点。

それから保安林につきましては、幾分その施業制限を強化する必要があるのではないか。すなわち従来保安林は伐採その他について都道府県知事の許可を要するわけだったのであります。立木に対して損傷をするといふことは自由だつたわけでありまして、これはやはり許可を要するといふように、國の保安林の施業制限の強化をはかつたわけでありまして、

それから森林組合の火災國營保險、これにつきましては、先般火災保險に關するところの法案の御審議をお願いいたしましたわけでありまして、これはその裏打ちをいたしまして、いわゆる森林組合並びにその連合会が森林火災國營保險に關する業務を取扱ふことができるというふうないたしましたわけでありまして、

それから森林組合につきまして、定例検査を行うことができるという制度を設けたわけでありまして、これは御承

知の通り、農協並びに漁業協同組合等が先般そういう制度になりましたので、当然森林組合にも行うようにすべきである、こういうふうないたしましたわけでありまして、

それから農林大臣並びに都道府県知事が、この森林法によりまして、処分をいたした場合には、不服がある場合においては、従来は土地調整委員会の諮問によつて農林大臣及び都道府県知事が裁定を下すといふふうになつておりました。これは取扱いが不公平であるといふ見地から、土地調整委員会自身がその裁定を行うといふふうないたしましたわけでありまして、

きわめて事務的にしてかつ簡單なる改正でございますから、御了承のほどをお願いいたします。

○井上(良)委員 この新しい改正によると、結局は立木の伐採がきわめて簡單にできるようになつておるといふことが一つは言えるわけですね。その簡單にできるということから、その裏づけになる植林その他の総合計画といひますか、そういうものが、この裏づけとして計画されておりますか。この点はどうか。

○平野委員 簡単にできるということとは、解釈によりまして、従来の法よりも幾分緩和したという程度であります。御承知のごとく、日本の森林資源の枯渇の現状にかんがみまして、やはり幼齡林の伐採はこれを抑止することが必要であるといふ見地のもとに、この法案をつつたわけでありまして、それから幾分簡單にはしたと申すものから、本質的には束縛をいたすわけであつて、当然それにつきましては井上委員のお説の通り、これに關するところ

の森林の総合施策の裏打ちが必要であるわけであります。その第一として、要するに、幼齡林の伐採を禁止するかわりに、まずそれを担保とするところの金融の措置を講ずる必要があるということ、御承知のごとく、伐採調整資金を本年度の農林漁業資金融通法の一部に入れて、これを保護しておるわけであります。この予算も本年度二十二億計上いたしておるわけでございますし、そのほかこういうふうな森林の施策の制限をいたしますならば、奥地林の開発が必要であるということから、奥地林道につきまして国の予算も相当計上いたしておりますし、さらにはまた農林漁業資金融通法の中で奥地林道に対する融資のわくを非常に拡張いたしておる。その他造林全般に関しましては相当の予算を計上する。同時にまた金融の措置をも講じておるわけでありまして二十五年度から見ますと、森林法の制定に基づきまして、飛躍的にこれらの予算が拡充をいたしておるわけであります。もちろんわれ／＼としては、まだ不十分とは思つておりますが、しかしながら森林法についての裏打ちとしては、相当にこれらの総合施策は強化をしておるわけでございます。

○井上良三委員 そういふ裏打ちのいろいろな対策を立てられてやられるというところについては、当然のことでございますが、一昨年あたりから戦時以来の過伐、濫伐による荒廃林野の復旧について、政府としてもまた国会としても非常に関心を深め、国をあげてこれが復旧の緊急なることを唱えまして、相当額の経費がそれ／＼計上され、また金融の措置もそれ／＼とられ

ておることは御承知の通りであります。この際伺つておきたいのは、それらの実施に伴ひまして、荒廃林野の復旧の植林、造林等について、最近これだけ植林されたという具体的な数字がございませうか。その点およびよろしゅうございませうが、いづれあとで詳しい資料をいただければ、けつこうでございます。

○横川政府委員 詳しい数字はたゞいま持つておりませんが、従来造林を要する地域は百四十万町歩と云うておつたのでありますが、この二、三年の間非常に植林が進みまして、たゞいまでは約百万町歩ほどに減少いたしております。これを五箇年程度で全部解消したいと考へておるのでありますが、予算の都合でなか／＼予定通りには参りませんが、でき得ますだけたくさん植林をいたしたい考へております。

○井上(良三)委員 次に国有林野の払下げの問題ですが、払下げの条件として、非常にこまかい条件がたくさん政府の方で用意されて、實際農業経営上ぜひ払い下げてもらいたいという申請をいたしても、なか／＼どうして払下げは非常に困難だ。当該市町村並びに農民なんか、この政府から出されておきます払下げの条件を見てもみますと、どれ一つ払い下げられるものはないというきわめて厳重な条件である。しかし實際いろいろな理由から一部払下げをしてもらわなければ、農業経営が成り立たぬという地帯に至るところにあるわけでありませう。私ども今まで営林署なり営林局なりの方にいろいろ実情を陳情いたしても、何

か自分のなわ張りもございられるような立場から、容易に民間側の意見を容れ得ないのです。これは管理責任者としては当然なことかも知れませんが、同時にまたそれを百パーセント活用するという国家的立場も一応考へられて、妥当な申請であるかどうかというふうなことを、一営林署長やまたその上におります営林局の係官の裁定だけにこれをまかすに、たとえば農業委員会とかいろいろ地方的にそれ／＼の民主的な機関がございませうから、一応それらの審議にまつて、そうして妥当な要求であり、また政府の主張が妥当であるかどうかというふうな扱い方をして行く方が、両者とも納得する結論が出はせぬか。こう私は考へますが、そういううまいないお取扱いというものは實際困難でありませうか。その点について一応伺つておきたい。

○平野委員 今、井上委員のお尋ねの農業経営上森林を必要とするというお話については、少し混同しておられるようであると同時に、この際私からひとつ名案をお教え申し上げたいと思つてます。それは今の国有林の払下げ、すなわち、国有林野整備臨時措置法に基づくものは、国が国有林を管理する上において適当でないというものを払下げするわけでありませうから、従つてこれは農業経営とは全然関係ない問題でございます。そこで農業経営として国有林を利用するというところについては、別に国有林野法の中に共用林野に関する制度がございませう。これはこの前の国会において、本委員会も通過をして御審議を願つたものの中に、新たに国有林野について特に農業経営上必要と

認めるものについては、その森林を利用する必要を認める住民と国とが共同でその森林を管理する、こういう制度ができたわけで、この制度を利用していただければ農業経営上国有林を非常に活用することができわけでありませうが、まだこの趣旨が徹底してない。井上さんのような権威者でも御存じないわけでありませうから、(ノー／＼)どうしても共用林野に関するところの制度を十分に徹底して、そうしてこの制度を活用していただくことが最も必要であるわけでありませうし、国有林を農業経営に直接使うことについては、すでに開拓地として国有林を大量に農地局に所管を移管いたしまして、開拓は進めている。むしろその度が過ぎて今逆に農地法案を御審議願うということにまでなつてゐるのであつて、相

当国有林は農業経営のために賣してゐるわけでありませうが、今御指摘の通り、やはりまだ十分趣旨が徹底してゐない。あるいはまた確かに国有林当局が林業経営ということにのみこだわつて、幾分農業に対するところの理解が薄いということ、私も十分認めてゐるわけで、その点はまことに同感でございます。しかしそういう制度があるわけでございますから、これを大いに活用して行くようにお互いに努力をいたしたいと思つてゐるわけでございます。○横川政府委員 お話の中にもございませうが、現地の管理経営に當つておりました者の話といたしましては、やはり少しも離したくないという気持があるのは当然であります。それがよく忠実な公務員だと考へてゐるのでありますが、それらの地元との摩擦につきましては、林野庁でいろいろ調整いたし

まして、もう少し高い立場から国土の最も合理的な利用方法を考へて行かなければならぬ、そういうふうなことを考へてあります。

○松浦委員 本案に対する質疑または御意見は次会にまわすことにいたします。

○松浦委員 次に農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑なり、御意見のある方は、発言を許します。

○平野委員 河野主計局長にお尋ねをいたしたいと思つてます。それは今度のこの農林関係の災害の補助率の特別措置に関する法案をめぐつて、この際大蔵省当局の日本の農業に対するところの根本理念をひとつ伺つておきたいと思つてあります。どうも農業というもの、これは一つの個人の営業であつて、従つてこれに對して国が特別の保護を与えるということ、どうしても行き過ぎであるという気分が何となくも抜け切れないように思つてゐるわけですが、これは特に占領下に入つた関係から、いろいろアメリカの農業の考え方が特に強く出て來てゐる。特にドッジ・ラインが強化されてから、現に昭和二十四年度から日本の団体営の土地改良に関するところの補助制度が打ち切りになつたり、あるいは林業関係といたしまして、造林の撫育に対する補助が打ち切りになるとか、全面的に日本の農業というものをやはり個人経営であるというふうに見る傾向が強くなつて來てゐるのでありますが、始終司令部と折衝される大蔵当局としては、やは

りそういうふうな気分がまず濃厚になつて来ているように思うのであります。しかしこれは申すまでもなく、日本の農業というものはまったくアメリカと違つた極端な零細農業であると同時に、ことに国が農産物の価格を抑制して、そして農民に強制的に産物を供出せしめるというような制度をとつてゐる關係もあり、また食糧の増産というものは国家的に見ても緊急最大の問題であるわけであり、それから日本が特別の助成をしなければ日本の農業が成立たないばかりでなく、遂には日本の国を破滅に陥れることになるわけであり、従つてわが国が独立国となる日も旬日に迫つてゐるというやうな時であり、今までは大蔵当局とせられても、心ならずも司令部の方針に従つてゐるやうな傾向があつたであらうが、いよいよ独立国になれば、今までの觀念は一切払拭して、真に新しい見地からほんとうに本道にもどつて、日本の農業に對するところの理解ある態度をおとりにすると私は確信をいたしますが、その点についてどういふお考えであるか、またそういう理解をお持ち願へるものであるかどうか、この際伺ひをいたしたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 農業問題はなかなかむずかしい問題でございます。日本の農業の特殊性というものは御指摘の通りでございます。それはあるがゆゑに、従来農業に對してはずいぶん金をさいて来ているわけであり、個人企業というふうなお話がございますが、われ／＼としては決してそういうふうには考へておりませんので、中小企業もそうありますが、大分違つた形態でこれを考へなければならぬ。ことに災害が非常に多いという特殊事情、また土地が狭小で農地が不足してゐるといつたやうなところに、農業というものがその上に乗つてゐるというやうな事情は、仰せをいたしたくまでもなく、われ／＼として考へさせられるところがあるのであります。ただ、であるからといって、それならばそういう農業に對してどんな補助金でもやるかという問題になりますと、これは財政自体の問題であります。また他の事業との權衡というやうなこともある程度は考へて行かねばならぬ。われ／＼の考へ方といたしましては、個人に出す補助金というよりは、共同的な色彩を持つたものに、少くとも國民の税金でまかなわれるものは、そういうやうなことで國で出すのが第一義ではないかというふうには考へます。その他の問題につきましては、あるいは農産物の價格政策とかいふやうな面では筋ではないか、少くとも財政としては筋ではないかというふうには考へておられるわけであり、もちろん占領下において御趣意に沿ひ得なかつた点もあるかと存じますが、今後の新しい日本にいたしまして、御趣意のやうな点は十分に休して、財政をやつて行きたいというふうには考へます。

○松浦委員長 千賀康治君。千賀委員、この法案を審議するにあたりまして、私は一つの疑ひが起つて来るのでございますが、町村が単位になつて、その災害を戸数で割つたものが幾ら／＼、こういうことになつて、それが五万円、八万円、十万円、いろいろな線があつてそれで論争されておるのでございます。ところで、その町村も一つの単位ではあろうけれども、町村の区域の広さ、狭さというものは一向論議されておられません。そこで町村の広さというものは、昔は非常に狭かつた。それが歴代の政府の指導によつてだんだん／＼大きくなつた傾向のところもある、一向それには無関心で小さいままでおられるところもあります。一郡の中、あるいは一県の中が幾つにも仕切られておることから、これが非常にまち／＼になつておられます。これがまち／＼でありますから、農地局から出ておる統計が、災害というものは局所的でございまして、町村に非常な大きな深刻な災害が起きておるにもかかわらず、その町村の人口で、その災害を割つたときには、その計数が一万になるとか二万になるといふやうなことで、この恩恵に浴することができないものが出て来る。ところがさほど災害が顯著なものでなくとも、小さい町村で、その局部に當つたものはこれにはまつて来る、こういうことでございしますが、はまる県とはまらぬ県との……。

○松浦委員長 千賀さんにちよつと御注意申し上げますが、主計局長は十分お急ぎのやうでありますから、主計局長に對する御質問は重点的に簡潔にお願いしたいと思ひます。

○千賀委員 一緒にやつて行きますから、ちよつとごしんぼう願ひます。はまる県とはまらぬ県との境といふものが妙なことになる、はつきり申せば私どもははまらぬ県の選出のものであります、全国的に言へばそういう方々もたくさんある。かような場合に非常に批判が起つて参るの、私にいたしましては、少しでもこの計数が小さくなるというところが、今私が申し上げたやうな矛盾が少しもいやされる道に近づいて行くといふことになるのであります。その点につきまして主計局長の御答弁をまず得たいと思ひますが、今論議されてゐるやうな十万円、八万円、五万円というやうな線がいずれにいたしまして、まだわれ／＼には非常にこれは大に過ぎる、もつとこれを小さくさせたいという立場の者で、またその線で質問をするのでございしますが、われ／＼は今まで論議された最小五万円の線といふこともまだ足りないものでありますけれども、せめて問題になつております五万円の線を、これを百尺竿頭一步を進めて、すべてその線でおちつけないといふ感じは持つておりますが、大蔵省はどうお考へになりますか、承りたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 小規模のもので補助するか、あるいは補助率を高めるかという問題であります。いろいろな權衡の問題もございまして、現在たしか河川港灣等の災害の場合には十五万円というところになつております。農地の特殊性にかんがみまして、一番小規模のもので行けばいいのであります。財政その他の面から考へまして、そういう検討をいたしまして、大體十万円程度のところで区切るのが、現在の段階においては妥當なのではないかというふうには考へております。

○千賀委員 これが三万円とか、四万円とか、あるいは二万円か知りませんが、そういうふうな計数が下つて来れば、この統計の中にも愛知県とか、まだ残つた県がたくさん入つて来るので、そこでその原因がたまたまの小さい町村であつたのだん／＼合併して来たといふ、そのチャンスだけでこれが入つたり、落ちたりするといふことはそこに非常に不合理があるのです。それならば何万キロかの中で人口がどれだけあるとか、あるいは県全体で割つてみてどういふことになるかという基準になれば、これはどういふ数字が出てくるか、現在の町村の成立といふものが、先ほど申し上げましたやうに、一つのチャンス——合併したか、しなかつたかといふことだけでこれに落ちて来るものができるくらいでありますから、これは計数は今のやうな立場でやれば、小さくなければ行かぬといふことでありますが、あなたは相当大きなところとめたいという御意思らしいのであります。それでは困ると思ひますが、幾ら言つておつても押し問答でありますから、適當なチャンスにまた私の明確な意見を表示することとして、質問はこれだけにいたします。

○坂本(實)委員 ただいまの千賀委員の御質問であります。問題になりましては、高率補助を適用する基準をどこに置くかといふことだと思ひますが、あります。今お話のありました市町村の大小といふことよりも、つまり市町村を一単位にいたしまして、その中で起つた被害の總額を農家戸数で割りましたものの平均を五万円、八万円ないし十万円というふうには押えて行かうといふことであるのであります。この点はひとつ御了解をお願いしたいのであります。

○井上(寛)委員 ちよつとこの際河野さんに承つておきたいのですが、大蔵省

では災害復旧事業における農家の負担能力の限界について、どういふ見込みをお持ちになつていらつしやいますか。それがきまらぬことには、補助金を何ぼ出してよいかということとはわからない。

○河野(一)政府委員 ちよつとむずかしい問題で実は私も困るのですけれども、農業の補助率の問題でありますが一般的にいつて産業関係で補助があるのは大体農業だけであります。中小企業とか、そういった商工業方面には、一般には補助金は実はないのであります。衛生とか公共団体に対するものは別であります。そういう意味で補助を出すこと自体におきまして、農業の負担力というものを考えておるわけでありまして、それにつきまして今までわれ／＼が考えて来ましたのは、公共的な施設についてまず出して行く。それは災害の場合は大体三分の二程度というわけでありまして。ただそれは公共的な施設である場合でありますから、一般の個人的のにおいのするものは、それより幾分下げて行く、こういうふうな考え方では参つておるわけでありまして。農業関係は大体五割の補助というのが普通であります。特に個人の資産を増成するというようなものは一割程度下げる、それから災害の場合は少し上げる、こういうようなことで大体考へて参つておるわけでありまして。具体的に負担率をどう見てという事になりますと、私たちも即答申し上げ得るほど研究しておりません。

○井上(良)委員 ぜひひとつお考え願いたいのは、高率補助の法案を審議する上において、その農家の負担能力の限界が非常に重要になつて来ると思

う。われ／＼は最近の農地改革後における農家の経営の実態から、今のお話のような大割補助であるとか、あるいは五割補助とか、その残余を当該地区が負担をしなければならぬという限界が、負担にたえないところに来ておるのではないかと、まして災害を受ける地帯が平担部よりも山間部に多いといふところから、非常に問題が大きくなつて来ておるわけでありまして。そういう点で特に考えを願いたい。

これから今あなたの御説明で、事業補助としては農業だけにしておつて、都市の中小企業等には補助してない、こういうことではあります。しかし都市の中小企業の安全をはかるといふか、こういう点から、たとえば道路であるとか、あるいは水道であるとか、あるいは下水であるとか、防潮堤であるとか、そういうものが莫大な国庫補助で完成されて、そこが商売の繁華街として一ぱいになるような施設が、ど

んどん国の負担においてやられておるわけですね。一方農村の面においては、それらの補助に比べますと、具体的にこの補助率は、あなたはよけいやつておるよに言うけれども、やつておらないのであります。それらの全体から比べると少いのであります。それと同時に農村があれだけの大きな人口を、あの破れ世帯でかかえておる。もし農村が疲弊困窮すれば、人身売買は激烈になつて参りましようし、都会へどんな失業群として出て参る、そうなる、結局国の経費において失業対策を講じなければならぬ、間接的に国の経費はその面であつて行きますから、やはり農村に対する災害の復旧等については、特に高率補助をある程度国全体

の立場からお考え願えるようにしていただくかなければならぬのじやないか、それで大蔵省のお考えになつております高率補助の規程というものは、一体何ぼにしようというお考えですか、それを聞かしてもらいたい。

○河野(一)政府委員 補助率は法案に書いてある通りであります。五万円にするか、八万円にするか、あるいは十万円にするか、そのところが非常にかわつて来るわけでありまして、これを五万円ということにいたしますと、二十数億にも上りますので、財政ともならみ合せまして御相談をいたして、政令を書くときに／＼御相談を申し上げてみたいと思つております。

○松浦委員長 本案に対する質疑または御意見は次会にまわすことにしまして、明日は午前十時半より開会することにいたしました。今日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会